

令和 8 年 3 月 23 日

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

株式会社 フォーエバー
代表取締役 穂積 知穂

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、女性が活躍できる環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

2. 内容

① 目標 1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性職員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること

女性職員・・・取得率 95% 以上を今後も継続

(対策) 令和 8 年 4 月～

- ・育児休業制度の内容や男性職員も育児休業を取得できることを記載したパンフレットなどを活用し、閲覧しやすいようにファイリングして各部署へ配布し、周知する。
- ・出産予定の従業員に対し、上司及び担当者による個別面談を実施する。(制度等に変更があればその都度、変更内容について情報提供をする)

② 目標 2 1 人あたりの月平均残業時間を 3.5 時間以下に維持する

(対策) 令和 8 年 4 月～

- ・業務量の偏りを防ぐための定期的な業務分担の見直し
- ・月次での残業時間のモニタリングと管理職へのフィードバック
- ・業務効率化のための ICT の活用

③ 目標 3 現状 50% である女性管理職比率を今後も維持・向上させる

(対策) 令和 8 年 4 月～

- ・採用時における応募者への情報提供の充実
- ・育児・介護と両立しやすい勤務環境を整備し、復帰後のキャリア形成を支援する